

鹿屋体育大学学生支援室要項

〔 令和 5 年 1 0 月 2 3 日 〕
学 長 裁 定
改正 令和 7 年 3 月 1 0 日

(趣旨)

第 1 この要項は、学生（障がい学生を含む。以下同じ。）の修学・学生生活の相談、指導及び支援に関して、学長を補佐し、円滑な業務の遂行に関し調査及び企画・実施するため、鹿屋体育大学学生支援室（以下「学生支援室」という。）の組織、業務その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第 2 本学に、学生の修学・学生生活の相談、指導及び支援上の課題並びに円滑な業務の遂行に関し、企画、調査及び調整するため、学生支援室を置く。
2 学生支援室は、学長の指揮のもと、常任委員会等並びに各系及び各課と協力連携した全学の協働組織とする。

(定義)

第 3 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。
(1)「障がい学生」とは、本学に在籍又は在籍する見込みの学生であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
(2)「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(組織)

第 4 学生支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
(1)保健管理センター所属の医師または学校医 若干名
(2)学生委員会委員長
(3)教務委員会委員長
(4)研究科教務委員会委員長
(5)学生支援室専任職員
(6)保健管理センター所属の看護師または保健師 1 名
(7)学長が指名した教員 若干名
(8)事務局長が指名した事務職員 若干名
2 学生支援室に室長を置き、第 1 項第 1 号から第 4 号までの委員の中から互選により選出する。
3 第 1 項に掲げる者のほか、室長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
4 第 1 項第 1 号、第 6 号から第 8 号に掲げる者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任職員)

第5 学生が抱える多様な問題に対し、迅速で的確な判断を行うために、学生支援室に専任職員を置く。

2 専任職員は、公認心理師・臨床心理士等の資格を有する者とする。

3 相談を受けた専任職員は、相談者に対して適切な支援、課題解決に向けて関係先と連携を図るとともに、相談記録を作成するものとする。

(業務)

第6 学生支援室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 学生の修学・学生生活上の相談に関すること。

(2) 学生の修学・学生生活上の課題に係る学内及び学外機関との連絡・調整に関すること。

(3) 学生の心理相談に関すること。

(4) 学生の意見・要望等への対応に関すること。

(5) その他、学生の相談、指導及び支援の調査・分析及び企画・実施に関すること。

(6) 障がい学生の相談及び合理的配慮の検討に関すること。

(7) 学生面談シートを利用した学生面談に関すること。

(8) 学生支援の啓発に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、学生支援に関し必要な事項

(秘密の保持)

第7 学生の相談・指導に関わる者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第8 学生支援室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、学生支援室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この裁定は、令和6年4月1日から施行する。

2 鹿屋体育大学学生相談支援室要項（平成16年4月1日学長裁定）、鹿屋体育大学障がい学生支援室要項（平成28年1月21日学長裁定）及び鹿屋体育大学障がい学生支援連絡会議要項（平成28年1月21日学長裁定）は廃止する。

附 則（令7.3.10）

この裁定は、令和7年4月1日から施行する。